

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報(4月26日現在)

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では3892名(昨日から112名増の累計感染者数, うち192名の累計死亡者数が報告されています。
- 当国に居住, または短期的に滞在している方を対象とした, 全国強制隔離措置(以下「強制隔離と記載」)(DNU408/2020)が5月10日まで延長されました。同時に, 非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続中です。
- 4月29日(水), イースタン航空によるブエノスアイレス発マイアミ行の特別便(2D888)が運航される予定です。ご帰国を希望される方は, 同便の利用をご検討ください。詳細は, 「4月29日(水)イースタン航空特別便(マイアミ行き)のご案内」<https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100048726.pdf> をご参照ください。
- 地方におられる非居住者の方々が, 強制隔離期間中にご帰国のために首都へ移動される際には, 所在地を出発される最低48時間前までに当国政府に申請を行う必要がありますので, 時間的余裕を持ち, 事前に当館領事班までお知らせください。
- 短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては, 強制隔離およびそれに伴う国内移動制限の長期化, 国際便の減少を念頭に, 出国を希望する場合には各交通機関の運行状況等について, 最新の情報の収集に努めてください。

【本文】

1 報道によれば、アルゼンチン国内では3892名(昨日から112名増の累計感染者数, うち192名の累計死亡者数が報告されています。

2 強制隔離の5月10日までの延長(必要緊急大統領令(DNU)の公布)

昨25日夜に、フェルナンデス大統領が発表した、強制隔離の5月10日までの延長を規定する必要緊急大統領令(DNU408/20)が26日に公布されました。また、あわせて、非居住者の入国禁止も同日まで延長されています(DNU409/20)。

DNU408/20の概要は以下のとおりです。

<https://www.boletinoficial.gob.ar/detalleAviso/primera/228261/20200426>

(1) 第1条: DNU297/20及び補足規定(強制隔離を定めたもの)の効力を5月10日まで延長することとする。

(2) 第2条: DNU325/20第2条(一般労働者に強制隔離を遵守せしめ, 出勤義務を免除し, 自宅等から職務を行うことを定めたもの)の効力を第1条と同じ期間延長することとする。

(3) 第3条: 各州知事が, 所定の疫学・保健的パラメーター(5項目を明示)に従い, 強制隔離の例外対象を定め, また人の循環の禁止を定められるようにする。

(4)第4条:(第3条の例外として、各州知事であっても、学校クラスの再開、社会、文化、スポーツ及び宗教等の公的・私的イベント実施、ショッピングセンターや映画館の営業等を許可することはできない旨記載)

(5)第5条:第3条に従い例外対象を定めた地方当局は、連邦保健省と共同で疫学・保健的状況の進展についてモニターを行わなければならない。

(6)第6条:(ウイルスの伝播危険性が高いとして、50万人以上の都市には第3条の規定は適用されない旨記載)

(7)第7条:60歳以上、妊娠中、保健省が定める危険性が高いグループに属する労働者及び自宅で子女の面倒を見ることが必須である労働者の出勤義務を引き続き免除することとする。

(8)第8条:強制隔離を遵守すべき者は、健康及び心身の福祉のために、気分転換として短時間外出できることとする(自宅から約500メートル以内、最大60分間、日中から20時まで、公共交通機関や車は利用不可、12歳以下の子女と一緒に場合を除き、常に2メートルの距離を取るなどを細かく規定)。

(9)第11条:本措置は官報掲載翌日(27日)から効力を有する。

3 気分転換のための外出許可

必要緊急大統領令(DNU408/2020)第8条(上記2(8))で規定された気分転換のための外出許可については、各州・市政府間で細部が検討されることになっていますので、お住いの州・市の状況をご確認ください。なお、報道によれば、感染者数の多いブエノスアイレス市は、ブエノスアイレス州、コルドバ州、サンタフェ州と共に、DNUの規定はあるものの、気分転換のための外出許可を認めない旨共同で表明していません。また、メンドーサ州もこれを認めない方針とのことです。

4 感染ピークに向けた政府の準備状況

(1)人工呼吸器の調達

現在、政府は人工呼吸器の国内調達を進めており、コルドバ州に所在する2社が人工呼吸器を製造しており、今後、週に約500台が引き渡される見込みとのことです。アルゼンチンには、現在700台の人工呼吸器がありますが、感染ピーク時には3000台が必要になるとみられています。

(2)病床の拡大

来週、パンデミック宣言に伴い準備していた12の新しい臨時病院が、全国で設置完了される見込みとのことです。また、ブエノスアイレス市では感染ピーク時で3000床が必要と見込まれていますが、この目標達成のために、ラタ市長はこれまでに一般病棟に600床、ICUに300床を追加しています。加えて、同市は、ブエノスアイレス州と共同で、予備病床として、ホテル、教会施設、大学、国際展示場といった場所に合

計1万8千床を準備していると報じられています。

5 地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項

地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、車両(バスやレミース)で首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、ご帰国のために移動のご予定のある方は、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班 conbsas@bn.mofa.go.jp までお知らせください。細部は「地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項」をご参照ください。 <https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100043069.pdf>

6 強制隔離およびそれに伴う国内移動制限の長期化が見込まれ、見通しも不透明であるとともに、国際航空会社の多くが減便をしている現状から、短期渡航者やご帰国予定がある皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いやうがいの励行などの感染予防に努めるとともに、出国を希望する場合には、各交通機関の運行状況等について、最新の情報の収集に努めてください。(以上)